

青森県報

第三千八十四号

平成二十一年
五月十五日
(金曜日)

目次

告 示

平成二十年度青森県一般会計補正予算(専決第四号)の要領	(財政課)	一
生活保護法による介護機関の指定	(健康福祉課)	四
右 同	(同)	四
右 同	(同)	四
右 同	(同)	五
右 同	(同)	五
障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定	(障害福祉課)	五
障害福祉サービス事業者の指定	(同)	六
証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更	(出納課)	六
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	(県民生活文化課)	六

告 示

青森県告示第三百三十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百七十九条第一項の規定に基づき平

成二十一年三月三十一日専決処分した平成二十年度青森県一般会計補正予算(専決第四号)の要領は、次のとおりである。

平成二十一年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

平成20年度青森県一般会計補正予算 (専決第4号)

平成20年度青森県一般会計補正予算 (専決第4号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ323,237千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ714,114,527千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
1	県 税	137,283,970	506,044	137,790,014
3	地方消費税	13,273,229	358,452	13,631,681
5	たばこ税	3,154,332	△41,879	3,112,453
12	軽油引取税	14,009,926	189,471	14,199,397
3	地方譲与税	3,378,834	△41,114	3,337,720
1	地方道路譲与税	3,075,299	△16,907	3,058,392
2	石油ガス譲与税	265,434	△21,049	244,385
3	航空機燃料譲与税	38,101	△3,158	34,943
5	地方交付税	222,726,551	△13,651	222,712,900
1	地方交付税	222,726,551	△13,651	222,712,900
6	交通安全対策特別交付金	507,939	△7,800	500,139
1	交通安全対策特別交付金	507,939	△7,800	500,139
12	繰入金	22,301,319	△2,357,416	19,943,903
2	基金繰入金	22,079,910	△2,357,416	19,722,494
15	県 債	99,260,900	1,590,700	100,851,600
1	県 債	99,260,900	1,590,700	100,851,600
歳 入 合 計		714,437,764	△323,237	714,114,527
歳 出		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
2	総 務 費	36,331,270	△230,873	36,100,397
1	総務管理費	17,874,697	△230,873	17,643,824
10	教 育 費	151,181,998	△92,364	151,089,634
2	小学校費	53,818,516	△61,272	53,757,244
3	中学校費	30,784,084	△3,521	30,780,563
4	高等学校費	38,999,260	△5,343	38,993,917
5	特別支援学校費	10,933,466	△22,228	10,911,238
歳 出 合 計		714,437,764	△323,237	714,114,527

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前			補 正 後				
	限 度 額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の方法	限 度 額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の方法
港湾事業	2,300,000	普通貸 借又は 債券発 行	9.0 以内	政府資金の場 合は、融通条件 による。 その他の場合 は、知事が借入 先と協議の上定 める。 ただし、県財 政の都合により 年限変更、繰上 償還又は借換す ることができる。	2,526,000	普通貸 借又は 債券発 行	9.0 以内	政府資金の場 合は、融通条件 による。 その他の場合 は、知事が借入 先と協議の上定 める。 ただし、県財 政の都合により 年限変更、繰上 償還又は借換す ることができる。
河川事業	1,721,000				1,894,000			
海岸事業	881,000				926,000			
農業農村整備 事業	2,955,000				3,258,000			
災害関連事業	2,007,000				2,180,000			
治水事業	2,565,000				2,817,000			
都市計画事業	488,000				513,000			
治山事業	759,000				820,000			
漁港事業	3,040,000				3,326,900			
道路事業	12,637,000				12,647,800			
公営住宅建設 事業	449,000				447,000			
過年発生補助 災害復旧事業	158,000				155,000			
現年発生補助 災害復旧事業	78,000				77,000			
不法投棄産業廃棄物 対策事業	1,833,000				1,832,000			
公園事業	673,000				721,000			
高等学校整備 事業	876,000	870,000						
計	99,260,900	/	/	/	100,851,600	/	/	/

青森県告示第百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所在地	施設の種類	指定年月日
むつ市介護老人保健施設やげん	むつ市大畑町観音堂 一五の二	介護老人保健施設	平成二〇一

青森県告示第百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		指定年月日
				名称	所在地	
社会福祉法人三笠苑	〃	弘前市大字堀越一字柳元二九三の	訪問介護	浦町ホームヘルプサービスセンター	黒石市浦町一丁目八二	平成二〇一
〃	〃	〃	通所介護	グループホーム浦町	〃	〃
〃	〃	〃	認知症対応型共同生活介護	〃	〃	〃

社会福祉法人すみれ会

黒石市馬場尻南五八の一

通所介護

すみれデイサービスセンター

黒石市一番町三〇

三・二一

むつ市

むつ市金谷一丁目一の一

短期入所療養介護施設

むつ市介護老人保健施設やげん

むつ市大畑町観音堂二五の一

三・四一

青森県告示第百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

介護予防事業者	名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	介護予防事業所		指定年月日
				名称	所在地	
株式会社青森アライフ	青森市卸町三の五	〃	訪問介護	株式会社青森アライフ営業所	弘前市大字宮川三丁目三の二	平成二〇一
〃	〃	〃	通所介護	〃	〃	〃
〃	〃	〃	介護予防	〃	〃	〃

むつ市	むつ市金谷一丁目の一	介護予防 短期入所 療養介護	むつ市保 老人保健 施設	むつ市大畑町観 音堂二五の一	三・四・一
-----	------------	----------------------	--------------------	-------------------	-------

青森県告示第三百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
株式会社オアシス	弘前市大字泉野五丁目八の八	居宅介護支援事業所オアシス	弘前市大字外崎三丁目四の七	平成三・三・一
社会福祉法人三笠苑	弘前市大字堀越字柳元二九三の一	浦町居宅介護支援センター	黒石市浦町二丁目八二	三・四・一

青森県告示第三百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
特定福祉用具販売事業者		特定福祉用具販売事業所		

株式会社相成	弘前市大字狼森字天王三一の一五	介護用品販売えんむすび	弘前市大字狼森字天王三一の一五	平成一六・六・一
--------	-----------------	-------------	-----------------	----------

青森県告示第三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十一年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
株式会社相成	弘前市大字狼森字天王三一の一五	介護用品販売えんむすび	弘前市大字狼森字天王三一の一五	平成一六・六・一

青森県告示第三百三十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により告示する。

平成二十一年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	所在地	指定年月日
すわくりニック	八戸市諏訪一丁目一の九	平成三・五・一

青森県告示第百四十号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十一年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会福祉法人 人徳会	上北郡東北町字 古屋敷四五の一	共同生活介護	障害者ケアホームムケヤ	上北郡東北町字 篠内平三五	平成 二一・五・一	
特定非営利活動法人 来夢の里	八戸市大字櫛引 字白田二二の五	就労移行支援	特定非営利活動法人 来夢の里	八戸市大字櫛引 字白田二二の五	"	

青森県告示第百四十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十一年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称
青森市大字石江字江渡九七の九
株式会社マツダドライビングスクール青森
- 二 変更内容

- 1 変更前の住所及び売りさばき場所
青森市大字石江字岡部八九

2 変更後の住所及び売りさばき場所

青森市大字石江字江渡九七の九

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年五月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日
平成二十一年四月二十七日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人自立支援センターアライブ・パル

- 三 代表者の氏名
工藤 志朗

- 四 主たる事務所の所在地
八戸市青葉二丁目一六の一三

- 五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者や高齢者及びその家族の人に対して、社会の中で自立した生活を送るための支援に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

また、様々な情報機器を生活、文化、社会などいろいろな面で活かす事業を行い、豊かな生き方とふれあいある地域社会を築くことを目的とする。

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------